



わだち

WADACHI

梅ヶ枝中央法律事務所
わだち 第25号
 2012年 夏号

▶ 一意専心	犬飼 一博 2
▶ 感謝の気持ち忘れずに	岩田 和久 4
▶ 一つ一つの経験を糧に	渡部真樹子 6
▶ よろしくお願ひします	浜口 晴好 8
▶ 王さんのご紹介	8
▶ パワハラにご注意を	増田 広充 9
▶ 東京事務所だより	林 友宏 10
▶ 税務のコーナー	東 圭一 11
▶ RCC企業再生スキームを用いた私的整理【事例】	大森 剛 12
▶ お酒の話	西條合資会社 13
▶ 大切な家族に不幸を相続させない方法	西原 和彦 14
▶ 知財コーナー	中世古裕之 16
▶ 近時の注目判例	小野 俊介 19
▶ 健康一口メモ	橋本 聰一 20

パワハラにご注意を



弁護士 増田 広充

パワハラ（パワーハラスメント）という単語に違和感は薄くなりましたが、その弊害や防止対策はまだ不十分のように思われます。

当事務所にも時折、パワハラを原因とする労使紛争の相談が舞い込みます。

今やパワハラは、セクハラと合わせ、違法残業、解雇・リストラ、賃金不払いといった伝統的な労使問題と並んで、職場の4大トラブルの一つに挙げられています。

パワハラ問題をどのように防ぐか。そのためには、まずどのような言動がパワハラになるのか、その点から理解していく必要があると思われます。

会社にも責任

厚生労働省の冊子によりすると、パワハラとは、

- ① 上司の部下に対する行き過ぎた指導、叱責、罵倒など、職権や利権などの見えない力を利用し、

- ② 本人の人格や尊厳を傷つけるような言動や行為を行い、

- ③ 本来の業務における責任を逸脱するような要求を行うこと
- と定義づけられています。
- パワハラは「上司と部下」の関係だけにとどまりません。

「多数派と少数派」「正社員と非正社員」「主張が強い者と弱い者」「ベテランと新人」「年長者と若年者」「元請業者と下請業者」など、さまざまなケースが考えられます。中には孤立した中間管理職が、上司と部下の両方からイジメを受けるケースもあります。

ひと昔前なら当たり前のように怒鳴り、怒鳴られていたような事案が、パワハラとして指摘される危険を孕んでいます。ひとたび社内でもパワハラ被害が発生すれば、加害者だけでなく、会社としても民事上の責任を問われる可能性が生じます。経営者としては大いに注意が必要です。

パワハラが横行する事業所では、従業員の士気が低下し、業績にも悪影響を及ぼします。

具体的には

パワハラの実例としては、次のようなものが挙げられます。ただしこれらは飽くまでも一例に過ぎず、他にもいろいろな態様のパワハラがあります。

(1) 身体的な圧力

- ・ 威圧的な態度で肩を小突く
- ・ 棒状のもの（紙を丸めたもの）でつついたり頭をたたく
- ・ クリップ等の小物や備品を投げつける

(2) 精神的な圧力

- ・ 同僚や取引先の前で土下座させる
- ・ 他の人が見ている前であえてどなりつける
- ・ 机やキャビネットをたたきながら怒鳴る

- ・ 攻撃的な態度で大声を出したり物にあたったりする

(3) 労務管理を装った圧力

- ・ 必要な権限を与えず責任だけ増やす
- ・ 貢献や業績を無視したり過小評価する
- ・ 病欠や有給をとらないよう圧力をかける
- ・ 自分のやり方や考え方を不当に押しつける
- ・ 教育や指導の際、欠点はばかり強調する
- ・ 常に仕事を監視する
- ・ 存在を無視する

このほか、言葉の暴力として「上司に歯向かう気か」「役立たず」「給料泥棒」「親の顔が見たい」「カス」「バカ」「辞める」などがあげられます。

もっとも、どのような行為があればパワー・ハラスメントに該当するか明確な基準があるわけではありません。身体的暴力や「死んでしまえ」「クズ」という発言のような明白な暴言の他は、職場の状況や行為の内容、加害者側の性格、被害者側の認識、人間関係、発生の経緯（時間的要因）など、個別に判断する必要があるでしょう。

法的責任

パワハラに伴う法的責任として、まず刑事的な責任があります。

暴行があれば暴行罪になりますし、暴行により被害者が負傷すれば傷害罪になります。

単に肉体的な傷害だけではなく、暴言の繰り返し等により被害者が心因性の傷害状態（うつ、ストレス障害＝PTSD）に陥れば、やはり傷害罪となります。

民事的な責任としては、加害者は、被害者側に生じた精神的な慰謝料に対する損害賠償、

休業させてしまった場合の休業損害等について損害賠償責任を追及される可能性があります。会社としても使用者責任として、加害者と同様の責任を追及される可能性があります。

パワハラは、行為者自身は自分の言動の問題点に気づかず起こっている場合が少なくありません。

たとえば、「今どきの若者は厳しさを知らないから、鍛え直さないとダメだ」と思っただけで接した」「一度は痛い思いをしないと覚えられないから、教育の一環として手を出した（強くなじった）」等の理由で、自己の行為を正当化することは危険です。

また、「うちは家族経営だから、この程度の叱責なら普段のコミュニケーションで十分フォローできている」という思い込みも、危険です。

某大企業で、「意欲がない、やる気がないなら、会社を辞めるべきだと思います」「あなたの給料で業務職が何人雇えると思いますか」等のメールを送信したことがパワハラに当たるという問題が裁判になりました。

東京高等裁判所平成17年4月20日判決で、「それ自体は正鵠を得ている面がないではないにしても、人の気持ちを逆なでする侮辱的言辞と受け取られても仕方のない記載などのほかの部分とも相まって、控訴人の名誉感情をいたずらに毀損するものであることは明らかであり、上記送信目的が正当であったとしても、その表現において許容限度を超え、著しく相当性を欠くものであって、控訴人に対して不法行為を構成する」「指導、叱責激励の表現として許容される限度を逸脱している」として、損害賠償が認められたという事件がありました。

くれぐれもご用心下さい。

東京 だより 事務所

よりよいサービスへ

私が東京事務所で執務するようになって、早くも1年あまりが経過しました（東京事務所開設は、2011年3月です）。東京でなんとか1年以上やってこられたのは、当事務所とご縁をいただいた方々のおかげだと感謝しております。

東京事務所での執務を通して、私が感じたことを何点か述べてみたいと思います。

まず、東京事務所の開設によって、よ

いこと、関西にお住まいの友人が法律相談を希望しているので、大阪事務所に対応してもらえないかという問い合わせでした。

私は、その方に大阪事務所と法律相談をさせていただくことができることをお伝えし、すぐに大阪事務所の弁護士に連絡を取り、大阪事務所でご友人の法律相談をしてもらうことになりました。これとは反対に、大阪にお住まいの方から関東を中心に活動されている会社をご紹介いただいたこともあります。

このように、大阪と東京にそれぞれ事務所があることで、依頼者の方々によりアクセスしやすい事務所になっているのではないかと思います。

スケールメリット

次に、東京事務所において、ご依頼の内容に応じた執務体制をとることができることも当事務所の強みだと感じています。東京事務所の常勤弁護士は現在、私1人です。そのため、原則として、東京事務所でご依頼いただいた案件については、主に私が担当することになります。

ところが、ご依頼の内容によっては、複数の弁護士で担当する必要がある案件もあります。例えば、M&Aを行うにあたっての法



東京事務所代表

林 友宏

的なリスクの分析・調査といった案件です。このような案件は、短時間で多くの資料に目を通す必要があったり、法的な調査に時間と労力を要したりします。そのため、時間的・物理的な制約から私1人でこのような案件の対応をすることが困難な場合があります。

そのような場合、当事務所では、大阪事務所と連携し、複数の弁護士でチームを組むようにしています。私1人では対応できない案件でも、大阪事務所の弁護士の協力を得ることで東京事務所において対応が可能になります。

先日、法的な調査のみならず、英語の翻訳が必要な案件をご紹介いただいたのですが、私1人で対応するにはボリュームが大きく、大阪事務所に応援を要請し、複数の弁護士でチームを組みました。

このように、当事務所では、複数の弁護士が所属している利点を活かして、案件の内容に応じて執務体制を柔軟に対応させることができます。この点も大阪と東京に事務所があることの強みだと感じます。

国際化にも対応

また、東京で色々な会社の方とお話をさせていただいていると、日本のみならず、海外に

活動範囲を広げようとしている会社が多いことに気がきます。例えば、海外の企業と新たに取引を開始しようとしている会社や海外に営業所を新設して現地で事業展開を計画している会社はかなり多いように感じます。

このような会社が海外に活動範囲を広げていく中で、それに伴って生じる法的なサービスについて、当事務所が貢献できる部分があるのではないかと思います。というのも、当事務所では、留学経験や海外赴任経験を有している弁護士が複数在籍しているからです。その留学先もアメリカ、中国、韓国と多様です。また中国や韓国で法曹資格を有する方が常時、当事務所で研修、執務をしており、専門的な助言を得ることができそうです。

最近では、留学経験のある弁護士が当事務所に所属していることを知った方から、海外の会社との取引にあたって、どのような法的サービスを提供してもらえるのか、という問い合わせが少しずつ増えてきています。ビジネスの国際化に応じて、当事務所も海外案件を取り扱う機会が増えつつあります。

最後になりましたが、東京事務所が今日までやってこることができたのは、これまでご相談やご依頼をしていただいた方々、顧問契約を結んでいただいた方々、その方々をご紹介いただいた方々のおかげです。私は、東京事務所が執務するようになって、人と人とのつながりの大切さを改めて認識するようになりました。この経験を活かして、これからもより良いリーガルサービスをご提供し、依頼者の方々に満足していただけるように日々研鑽に努めていきます。

どうか今後ともよろしくお願いいたします。



確に依頼者の方々のニーズに応えることができるようになったと感じています。先日、東京にお住まいの方から東京事務所にお電話がありました。当事務所のホームページを見て、大阪事務所と東京事務所の存在を知ったと

保証人が債務を

返済するときはご注意を



ウィル税理士法人 税理士 東 圭一

例えば、事業資金を金融機関から調達する場合に、両親、妻、親戚等に保証人になってもうことがあります。

事業が好調で順調に返済がすすめばよいのですが、事業に失敗してしまい、保証人が本人に代わって借入金返済することもあります。

保証人は本人に代わって債務を返済したのですから、本人は保証人に対して債務の返済義務を負います。つまり、保証人は求償権を持つことになります。

しかし、親族関係たとえば父が保証人で子が本人というときは、父は子から返済を受けず、結果として求償権を放棄することがよくあります。

この場合、課税の取扱では、子が無償で債務の弁済による利益を受けたと考え、その利益に対して贈与税が課税されます。(相続税法8条、相続税基本通達8-13)

この考えを貫くと、事業で失敗した子の債務を保証人の父が弁済し、求償権を放棄した場合には、常に贈与税課税がなされることになり、子の生活基盤が脅かされることになります。

そこで、相続税法8条のただし書では、以下の要件を満たせば、贈与税課税がなされないと規定されています。

① 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、当該債務の全部又は一部の免除を受けたとき

② 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務者の扶養義務者によって当該債務の全部又は一部の引受け又は弁済がなされたとき

上記①の債務の免除は、債務者の扶養義務者以外の者によって免除された者も含む(相続税法基本通達8-11)ことから、保証人である父が債務者である子の扶養義務者でなくても相続税法8条ただし書の適用は受けられます。

それでは、主たる債務者が子供個人ではなく、子が経営していた法人である場合はどうでしょうか。

この場合、法人は、求償権放棄により得た利益を債務免除益として課税されるのが法人税法の原則的な考えになります。

しかし、これでは、もともと債務の返済が

出来ない状況にある法人に対して税負担を強要することになります。

そこで、法人税法では、会社更生、民事再生など一定の場合には、期限切れ欠損金の損算入を認め、税負担を生じさせないことにしています。(法人税法59条)

次に、保証人である父が、主債務者である子の債務を弁済するために、自身の不動産を譲渡した場合の取扱はどうなるのでしょうか。譲渡対価が取得費と譲渡費用の合計額を超過する場合、つまり譲渡益が出る場合には、父に税負担が生じます。

保証人は、主債務者に対して求償権を持つことになるので、主債務者が求償権の履行に応じれば、保証人は不動産の値上がり益を結果として享受することとなり、通常の資産の譲渡と同様に考えても差し支えありません。

しかし、求償権行使が出来ない場合にも同様に課税がなされると保証人にとって酷な結果となります。

また、譲渡所得金額の基礎となる譲渡対価が回収できなくなった場合には、その金額に対応する所得金額はなかったものとみなすという規定(所得税法64条1項)とのバランスを欠くことになります。

そこで、所得税法64条2項では、保証債務の履行に伴い資産(不動産を含む)の譲渡があつて、求償権の全部又は一部が行使できないときには、その行使できない金額に対応する所得金額については、所得がなかったものとする特例を認めています。

求償権の行使不能は、主債務者の資産状況、収入状況、求償権発生経緯、回収不能となった諸事情などを総合的に考え、客観的に判断されます。

主債務者が会社更生法、民事再生法などによる法的整理を受けた場合や主債務者が債務超過の状態となり、それが長期間継続することになった場合などは、求償権の行使不能と考えてよい場合が多いようです(所得税法64-1、51-11)。

それでは、保証人である父が、主債務者である子の債務を返済するために、自ら借入を行い、後日その借入を返済するために、自らの不動産を売却した場合にはどのようなのでしょうか。

この場合、不動産の譲渡代金が直接主債務の弁済に充てられたものではありませんが、実質的には保証債務を履行するために行われたものと認められるときは、特例の適用があります。

所得税法基本通達64-5では、借入を返済するための資産の譲渡が保証債務を履行した日からおおむね1年以内に行われていたときには、実質的に保証債務を履行するために資産の譲渡があつたものとして差し支えないと規定されています。

すなわち、保証債務を履行した日からおおむね1年以内に資産の譲渡がなされたものであるときには、その資産の譲渡が保証債務の履行のために行つたことを証明する必要がないといえます。

保証債務を履行する場合には、税のことを考えるゆとりがないのが現状だと思います。しかし、親族のために保証債務を履行したにもかかわらず、後から課税の負担を強いられると二重の苦難に遭遇する結果となります。

保証債務の履行を行う場合には、後々のことも考えて税理士にもご相談されることをお勧めします。

RCC企業再生スキームを 用いた私的整理【事例】



弁護士 大森 剛

ある企業について、諸般の事情で経営に行き詰まっていたが、主たる事業そのものは好調であり、有利子負債の圧縮や一部債務の免除があれば事業の再生が見込めるというケースがあります。

そのような場合に、いくつかの再生モデルが用意されています。

本稿で紹介するのは、再生モデルのうち、株式会社整理回収機構（RCC）の企業再生スキームによる事例です。

本稿は当事務所が実際に扱った事例がベースとなっておりますが、説明の便宜のため、対象会社の業種をはじめとして執筆の上で変更している箇所が多々ございます。従いまして、本稿の内容は実際の事例と異なっておりますので、この点ご了承ください。

【基本情報】

対象会社…持株会社A社並びにそのグループ事業会社B社、C社（いずれも非上場）

業種…建設業

債務総額…グループで約100億円

金融債権者…グループで20銀行

担保関係…B社、C社の事業用不動産については、それぞれ貸出金融機関による担保設定

保証関係…

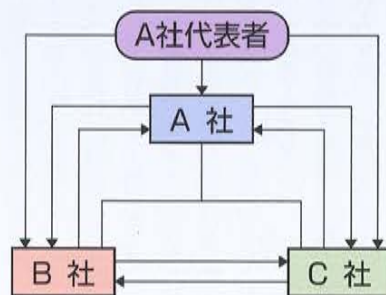
A社の借入れに対して、B社、C社が債務保証

B社の借入れに対して、A社、C社が債務保証

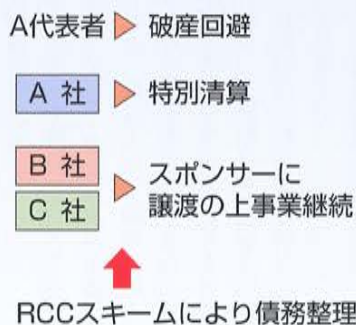
C社の借入れに対して、A社、B社が債務保証

A社、B社、C社の借り入れについて、A社代表者が個人債務保証

【会社相関図】



→：債務保証



私的整理に至った経緯

A社は、B社及びC社という2つの建設会社の純粋持株会社であり、かつては、順調に営業していました。

しかし業界不況のあおりを受け、C社について、資金繰りが厳しくなり、金融機関の返済に窮するようになりました。これがC社の借入れの保証をしていたA社およびB社の信用低下につながり、A社、B社についても

新たな借入れができなくなり、グループ全体として資金繰りに窮することとなりました。さらにB社については、事業存続のためには、さらなる設備投資が必要でした。

この設備投資ができれば、利益が出ることはほぼ間違いのないと思われましたが、金融機関からの借入れができないため、このままでは事業存続が危ぶまれる状況にありました。

このためグループを支援してくれるスポンサーが必要でしたが、このような状況下において、貸付けや増資に依るスポンサーは見つかりませんでした。

そこで、独力での再生は困難と判断し、スポンサーに対して会社を譲渡するという方法をとることとなりました。

スポンサーを探索した結果、B社をほしというスポンサーと、C社をほしというスポンサーがそれぞれ複数現れました。そこで、入札を実施し、その結果、B社、C社のスポンサーが決定しました。

しかし、資金繰りに窮するような状態でしたので、当然のことですがスポンサーから提示された譲渡金額は、金融債務を完済するにはほど遠い数字でした。

そこで、グループ各社再生のためには、金融債務の圧縮が必要不可欠でした。

グループの事業は、営業キャッシュフローはあり、金融債務さえ整理（さらに、B社にあつては設備投資資金の調達）ができれば、事業再生の道があったのです。

もともと、事業の性質上、法的倒産手続きをとると顧客が離れ、売上が激減することが予想されました。

そこで、法的手続きではなく、私的整理の手続きを採用することとしました。

RCCスキームの採用

本件では、以下の理由によりRCCスキームで私的整理を行うこととしました。

① 金融機関が20行もあり、また、保証関係が入り組んでいることから、債務者独力での交渉により全行の同意を得ることは困難と思われる、準公的な機関による調整が必要と思われる。

② 企業再生支援機構に持ち込むことも検討したが、この場合、イニシアティブが機構に移ることにより、グループの事業にとって望ましい再生スキームになるか不安があった。また、RCCスキームと異なり、原則として対外発表が行われるので、信用不安による事業への悪影響が懸念された。

③ RCCスキームで進めるためにはメイン行による持ち込みが必要であるところ、メイン行の協力が得られることとなった。

④ RCCスキームにおいて、RCCのサービサー機能による債権買取りを行ってもらうことにより、保証債務も同時にRCCに移ることとなり、入り組んだ保証関係を解決することができると考えられた。

⑤ RCCスキームでは企業再生税制（期限切れ欠損金の利用、資産の評価損の損金算入）が利用でき、これにより、免除益課税を回避できると思われる。

具体的なスキーム

本件の具体的なスキームは次のようになりました。

① A社からB社及びC社の株式を各社のスポンサーが名目額で買い取る（いずれも債務超過のため）。

② RCCがB社、C社に対する金融債権を、債権譲渡を希望する金融機関から買い取る。買取り金額は下記③の金額からRCCの手数料を控除した額とする。

③ 各社のスポンサーは、B社、C社に対して、事業価値相当額を調達させるとともに、B社、C社をして、RCC及び債権譲渡を希望しなかった金融機関に一部弁済させる。

④ RCCは、②で買い取った債権の額面から③の支払額を控除した残額を免除するとともに、保証債権を免除する。債権譲渡を希望しなかった金融機関も債権の額面から③の支払額を控除した残額を免除し、保証債務も免除する。

⑤ A社は特別清算を行う。
⑥ 物的担保の取り扱いについては、不動産鑑定を2つ取り、その中間値の特定価格での担保解除とする。

⑦ 個人保証債務については、当事務所とは別の利害関係のない弁護士に調査を依頼し、その結果を踏まえて、余剰資産をRCC、金融機関への弁済に充てるべく提出させることにより、破産することまでは不要となった。

本件において、事業譲渡、会社分割を利用した第二会社方式ではなく、法人の株式譲渡のスキームを採用したのは、第二会社

方式にするとB社、C社の許認可の引き継ぎができないからでした（この時点では、一定の場合に建設業その他の許認可の第二会社への承継を認める産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく中小企業承継事業再生計画制度は存在しなかったことを前提とします）。

手続き経過

実際の手続きの経緯は以下の通りです。

① メインバンクとともに、債務者代理人弁護士、財務アドバイザーがRCCに事前相談を行う。

② 財務アドバイザーにおいて、財務デューデリジェンスを行う。これは、企業再生税制の適用のために必要とされている。

③ メインバンク、債務者代理人弁護士、財務アドバイザーでRCCとの面談を重ね、その結果を踏まえて、債務者においてスキーム構築、再生計画案骨子策定を行う。

④ 各社スポンサーとの間でB社、C社の株式譲渡契約を締結する。

⑤ 債権者集会（着手付議）の開催

⑥ メインバンク、債務者代理人弁護士、財務アドバイザーでRCCと協議の上、再生計画を策定する。

⑦ 債権者集会（再生計画付議）の開催。金融機関の同意提出期限は約2カ月後とする。

⑧ RCCが再生計画案について各金融機関を回って説明。

⑨ 全行の同意を得て再生計画承認。
⑩ スキーム実行。

お酒のはなし その十五

酒の管理はおかみさん

米麴による日本酒の起源は、稲作文化の始まった弥生時代とされています。それ以前は女性が、それもうら若き乙女が米を噛んで唾液で米を糖化させるという原始的な方法で酒を造っていたようです。この時代は母長家族制であったため、一家の長は主婦であり、酒造りの権利も炊事権や食料の分配権同様、女性にありました。酒壺を管理していた

のも当然主婦でした。“おかみさん”の“おかみ”はこの頃の“噛み”が語源になっているとのこと。

世の亭主族が“おかみさん”とたたまつて敬称で云うのも、実は酒を飲みたい一心から出ていることばだとか。皆さんはどうでしょうか？

西條合資会社

大阪府河内長野市長野町12-1
TEL 0721-55-1101 FAX 0721-56-1101
<http://www.amanosake.com/>

1. 太郎さんの場合

太郎さんは、中堅商社で退職まで真面目に働き、ローンを完済した一戸建て（評価額3000万円）を所有し、老後の生活費用として2000万円の貯金を持って、ゆとりある年金生活をしていました。

しかし、癌に罹患し、闘病も空しく帰らぬ人となりました。残されたのは妻の花子さんと近くに住む長男の一郎、遠方で事業を営む二男の次郎。家庭内で相続問題がおきるとは考えていなかった太郎さんは、遺言書は作っていませんでした。ただ花子さんと一郎には、すべての財産を花子さんに残したい、花子が死んだあとは兄弟仲良く等分したらよい、という自分の意志を伝えていました。

ところが、誰かの入れ知恵のせいか、次郎が「遺言がない以上、法律に従った相続が正しい。相続財産として1250万円欲しい」と言ってきました。

民法の規定では、花子さんには2分の1、一郎と次郎にはそれぞれ4分の1の相続権があります。太郎さんの遺産は家と預金の合計額5000万円ですから、花子さんには2500万円、太郎と次郎にはそれぞれ1250万円の相続分が認められます。しかし、年老いた花子さんには住み慣れた家も必要ですし、これからの生活費も必要です。花子さんは困りきってしまいました。遺産分割をするために全員の合意が必要だからです。

母子間の争いは家庭裁判所の調停に持ち込まれましたが、結局法律に基づく主張に勝てず、花子さんは住み慣れた家を売却

大切な家族に 不幸を相続させない方法



弁護士 西原和彦

2. 太郎さんが出来たこと 遺言と民法上の相続の違い

して子供2人に1250万円ずつ渡し、市内に小さな中古マンションを購入することになりました。さらには、多大な心労と弁護士費用、そしてなにより家族関係に大きなしこりが残り、孫ともあまり会えなくなっていました。

太郎さんは、花子さんのこの悲劇を防ぐことはできたのでしょうか？

民法の882条以下に、相続についての規定が定められています。妻と子どもが相続人の場合、相続分は、妻に2分の1、残りの2分の1は兄弟等均等に頭割りすることになります（民法900条2項、4項）。ところが、民法で決められているのは「相続分」であり、どの財産を誰が相続するかは、当事者で話し合って解決する必要があります。

一方、遺言では遺留分（民法1029条1項）を侵害しない範囲で、どのようにに相

続させるか自由に決めることができます。さらに重要なことは、遺言では、具体的にどの財産を誰に相続させるかまで決めることができますのです。なお、遺留分とは遺言によっても奪うことのできない相続人の権利で、妻や子の場合、原則として法定相続分の2分の1となります。

仮に、太郎さんが遺言書で、太郎と次郎にそれぞれ現金625万円を相続させ、その余はすべて花子さんに相続させるという意思を残しておけば、太郎と次郎の遺留分を侵害することも無く、花子さんは手元にいくらかの現金を残し、住み慣れた家に住み続けることができました。また、死亡保険金を掛けておき、受取人を花子さんにしていれば、老後の資金も準備できました。

このように、きちんと遺言を残し、必要な手続きを取りさえすれば、太郎さんは花子さんに不幸を相続させることはありませんでした。

3. 遺言書の種類

では、遺言書はどのように残せばよいでしょうか。一般に利用されるのは、自筆証書遺言（民法968条1項）と公正証書遺言（民法969条1項）です。

ここでは一番身近な自筆証書遺言をご紹介します。法律上「遺言」として有効であるためには、民法上の厳しい要件をすべて満たす必要があります。自筆証書遺言については「遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならぬ」と定められています。すなわち、①全文を自筆で書くこと、②押印や日付を忘れないことが必要です。

これらの要件を満たさない遺言は、あなたの意思が書面上どれほど明確になっても、法律的に無効となる可能性が高いのです。いわゆるエンディングノートでは法的な効力が認められない可能性があり、注意が必要です。

遺言書の作成は、ときには一筋縄ではいかず、専門家の力を借りる必要もあり、どうしても躊躇してしまいがちです。しかし、花子さんに幸せな老後を送ってもらうには、太郎さんは遺言書を残しておくべきだったのです。

さて、では遺言を書く準備を始めてみましょう。

4. 資産・負債とその評価額の把握

まず、あなたの相続財産とその評価額を自分で把握する必要があります。なぜなら遺留分の計算と負債の確認をする必要がある

るからです。

(1) 資産について

① 預金、株式、動産等

まずは、資産とおおよその評価額をノートに書き出してみよう。高価な動産（貴金属等）や家族にとって貴重な資産も遺言でどうするか決めないと、相続人間で争いの種になる可能性がありま

② 不動産

不動産の場合、正確な評価額を知るには不動産鑑定士への依頼が必要ですが、まずは固定資産税評価額を参考にしてみよう。地域や景気状況にもよりますが、固定資産税評価額は一般に時価の7割程度とみられることが多いようです。

③ 生命保険

生命保険は相続税の対象になりますが、原則として分割の対象となる相続財産にはなりません。ただ、遺産分割協議や遺留分減殺請求の原資、葬式費用などの原資として重要になります。

(2) 過去の贈与

死亡前1年間の相続人に対する贈与は、遺留分の計算のときに先払いと解され、相続財産に戻して計算することが必要となります。

(3) 負債について

負債も相続の対象となり、相続分に応じて相続されます。相続人の中で誰が債務を払うか決めることは可能ですが、債権者には相続人間の取決めを主張できませんので、注意が必要です。もし太郎さんに1000万円の借金があった場合、花子さんは500万円、一郎、次郎は250万円

の負債を相続します。遺言を残す場合は、自分の負債をしっかりと把握し、家族にも伝えておかないと家族に不幸を相続させることになりかねません。

他人のための保証責任も相続されます。太郎さんが友人の3000万円の債務の保証人となっていた場合（連帯保証でも普通の保証でも一緒です）、花子さんは1500万円、一郎、次郎にはそれぞれ750万円の保証債務が相続されます。その友人が債務を払えなかった場合、花子さんや一郎、次郎が残債務の支払いを請求されてしまいます。

5. 借金や保証金額が、資産より大きい場合

(相続放棄・限定承認・遺贈)

借金や保証の金額が大きい場合、相続をさせるとかえって大切な家族に借金を背負わせてしまうことがあります。そのような場合、残念ですが家族には相続放棄を考え、もらう必要があるとします。相続放棄は、相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、家庭裁判所に申し立てる必要があります。なお、妻や子どもが相続放棄をすると、被相続人（太郎さん）の兄弟まで相続が及びますので注意が必要です。

保証債務がある場合、実際にどのような責任を負うか把握できないことも多いでしょう。この場合、限定承認（民法922条）という手続きも考えられますが、相続人全員が共同で行う必要があります（同923条）。財産を売却した時に譲渡税の対象となる、様々な相続税の優遇措置が適用されない可能性があるなど、実際には使い勝手

はあまりよくありません。また死因贈与を利用することも考えられますが、本件では利用は難しいでしょう。保証債務がある場合には、解決策はケースバイケースです。

で専門家への相談は欠かせません。その前提として、保証債務の存在を相続人に知らせておくことは必須と言えます。

6. 相続人の確定

資産を把握したら、法定相続人が誰であるかを検討します。太郎さんのように妻がいる場合の相続分は、妻が2分の1、子供が残りの2分の1を頭数で割ります。子供がいなかった場合は、妻が3分の2、自分の両親が3分の1、両親がどちらも他界している場合には、妻が4分の3、自分の兄弟が4分の1を頭割りした相続分を持つことになります。

先妻との間に子供がいったり、隠し子がいる場合、これらの子供にも相続分が認められます。遺言で定めておかないと醜い争いが起こってしまうので、注意が必要です。

7. 遺留分の計算

妻と子供は、相続分の2分の1が、両親の場合は3分の1が遺留分となります。兄弟には遺留分は認められません（民法1028条）。

8. 遺言の書き方

遺言を書いてみましょう。書き間違えた場合には、「遺言者がその場所を指示し、それを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつその変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない」（968条

2項）とされていますが、難しいので、一から書き直した方がよいでしょう。

なお、日付も3月「吉日」と書きたくなくてもありますが、この記載だけで遺言の内容がすべて無効となりますので注意が必要です。なお押印は法律上実印を用いる必要はなく、指印でも足りません。

9. 遺言の更新

一度遺言を書いたからと言って、それで安心することは禁物です。なぜなら、遺言を書いたあとにもあなたの財産は変動するからです。不動産の価格が大きく下がる、預金が増減する、妻と離婚する、子どもが増えるなどの事情があると、遺留分の計算にも影響を及ぼします。定期的に遺言の内容を見直すことをお勧めします。

10. 最後に

遺言を自分で書くだけでなく、可能であれば、生前から家族と良い関係を保ち、相続についてよく話し合いをしておくこと、争いが起きそうなきは事前に専門家に相談をしてプランを立てることが必要です。それが、結局、大切な家族に不幸を相続させないために必要なことです。

なお、弁護士は、あなたの家族に対しても守秘義務を負い、秘密を漏らすことはありません。遺言を作成されたら、財産一覧表、相続人一覧表とともに当事務所までご相談ください。当事務所は税理士とも深く提携しておりますので、タックス・プランニングも含めて相談に応じさせていただきます。



どうなる中国での商標対策、他人の先駆商標に対する オリジナリティの著作権による保護

「クレヨンしんちゃん」著作権侵害訴訟（中国）

弁護士・弁理士 中世古裕之

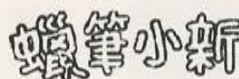
1 「クレヨンしんちゃん」の 中国での商標権の状況

「クレヨンしんちゃん」といえば、今や日本だけではなく世界でも人気の高い日本の漫画、アニメの一つです。漫画家の故臼井儀人氏が原作者、株式会社（以下、「F」とします）が漫画などを出版し、その著作権を管理しています。

この「クレヨンしんちゃん」の主人公「しんちゃん」のイラストと、中国語で「クレヨンしんちゃん」を意味する「蜡笔小新」という文字商標をめぐって、中国で一つの画期的な裁判がありました。



イラスト



文字（ラビシャウシン）

F社は、まず日本で「クレヨンしんちゃん」の漫画を発刊していましたが、遅くとも1992年ころからは著作権者の委託を受けてその著作権などの管理をしていました。

他方、中国企業のS社などが、1996年ころから「しんちゃん」のイラストを図形商標として、また、「蜡笔小新」を文字商標として、眼鏡や靴、子供服、文房具などを指定商品とする商標登録を、F社に無断で取得（先駆商標）していました。

その後、F社やF社からライセンスを受けた別の中国企業などが、2002年～2004年にかけて、中国本土でも「クレヨンしんちゃん」漫画やキャラクター

グッズの販売、イラストや文字の入った子供服、鞆など販売を始めようになりましたが、S社などの保有する商標権の侵害であるとして、中国当局により販売の差止めを受けるなどしました。

そこで、F社は、S社らに対して、2004年以降「クレヨンしんちゃん」の著作権侵害を理由とする民事訴訟、及び商標登録の無効を求める審判請求及び行政訴訟を中国国内で提起したのです。

2 中国での著作権侵害訴訟 の審理経過と今回の判決

(1) F社のS社らに対する著作権侵害訴訟の審理経過は以下のとおりです。

2004年 F社が、上海市第一中级人民法院に、S社などに対する著作権侵害の訴訟を提起。2004年8月 著作権侵害を認める仮処分決定が出される。

しかし、その後、S社らが自己の保有する商標権の主張を行い、

上海市第一中级人民法院は「商標権に関する審判を優先すべきである」との判断でF社の著作権侵害の訴えを不受理処分にした。F社はこれに対して控訴したが、上海市高级人民法院でも同じ理由で訴えを不受理処分にした。F社はこれに対して最高人民法院に上訴した。

2008年11月 最高人民法院は、上海市高级人民法院の前記判断には誤りがあり、F社の訴えを「受理すべきである」として、上海市高级人民法院に審理差し戻しの判決をした。

上海市高级人民法院は、さらに上海市第一中级人民法院に審理を差し戻す判決をした。

(2) 以上のように、審理では著作権と商標権との調整を巡って錯綜したのですが、最高人民法院及び上海市高级人民法院の審理差し戻し判決を経て、2011年9月から上海市第一中级人民法院での審理が再開されました。そして、

て、2012年3月23日、F社の主張が認められ、S社らによる著作権侵害が認められたのです。

F社の発表によれば、上海市第一中级人民法院の判断の要旨は以下のとおりとのことです。

（双葉社のHP http://www.futabasha.co.jp/introduction/shinchan_trademark/より）

「クレヨンしんちゃん」こと「蠟筆小新」の漫画イメージ（筆者注：上記「しんちゃん」のイラスト）は、原作者臼井儀人によって完成された創作であり、そのキャラクターイメージ、顔の表情等は獨創性があり、わが国著作権法で保護されるべき芸術作品である。原告（F社）はその著者である臼井儀人及びその継承人からそれぞれ權利委託を受けており、獨立的に著作財産権を行使する權利を有し、これに基づいて著作権侵害訴訟を提起する權利を有している。

文字「蠟筆小新」（筆者注：上記のデザイン化された文字）は、

文字書体にデザイン処理を施して創作されたものであり、中国文字の繁体字を用い、透かし彫り及び特殊な書体配列方法で独創的に表現されており、わが国著作権法で保護されるべき芸術作品に該当する。

被告（S社）は原告が支配権を専有する複製、発行及びインターネット上の公衆送信行為を実施し、原告の著作権を侵害した。

それらの行為が商標権の合法的な使用だという被告の抗弁理由については、著作権と商標権とはそれぞれ独立した民事上の権利であり、それぞれの権限を有するものである。よって、権利者が自らの合法的権利を行使しているときに、他人の合法的権利を侵害してはならない。被告は自分の商標使用権を行使している過程において、先にあった著作権者の専用権を無断で行使している。その行為は著作権侵害であり、相應する著作権侵害責任を負わねばならない。

上海市第一中級人民法院は、以上のとおり判示して、S社に対して、著作権侵害行為の即時停止と、経済的損失25万人民元（日本円約330万円）と原告が侵害停止のために支払った費用5万人民元（日本円約66万円）をF社に支払わなければならない、としています。

3 中国でのS社の商標登録に対するF社の無効審判及び行政訴訟

F社は、上記の著作権侵害訴訟の提起と並行して、S社らが登録した商標（計9件ある）登録に対して、以下の通りの審判、行政訴訟を行いました。

2005年1月、中国商標局商標審査委員会（TRAB）に対して、S社らの保有する商標登録の無効審判請求を提起。

しかし、TRABでは、提起時点で既にS社らの商標登録後5年の除斥期間を経過しているという理由で、F社の無効請求は認められず、登録維持の審決が下された。

2006年2月、F社はこの審決に対して、「S社ら中国企業の商標登録行為は他人の商標登録を複製・模倣・使用した行為である」などと主張して、北京市第一中級人民法院に行政訴訟を提起し、その後、さらに北京市高級人民法院に上訴した。

2006年12月20日、北京市高級人民法院が、「TRABが下した裁定及び一審判決には一部の事実認定において誤りがあり、是正しなければならない。TRABは係争商標の無効審判請求を受理し、再審査を行わなければ

ならない」との判決を下した。

2007年3月、F社は上記の判決に基づき、TRABに無効審判を再度請求し、TRABはそれを受理しました。この再度の無効審判においてはF社の主張が認められ、S社らの商標登録は不正手段によって取得された商標として無効となった（なお、一部は3年間の不使用による商標登録の取消）。

なお、中国商標法第31条では「登録出願にかかる商標は他人が有している先の権利を侵害するものであつてはならず、他人がすでに使用し、一定の影響を与えている商標を不正な手段によって先駆けて出願するものであつてならない」と規定しています。

4 本判決の評価

個別の論点としては、例えば、上記の「蜡笔小新」という文字について、それがたとえ一定の範囲でデザイン化されてそこに創作行為が見られるとはいえ、これを著作権法上の「著作物」ととらえてよいのか、といった問題点もあるかと思えます。

ただ、本件に限らず、一部の悪質な（中国）企業が、日本企業や日本の地域ブランドの商品、サービスのうち、将来、中国進出が予想されそうなものや中国で人気

が出そうなものについて、それらの商標を、日本の本家本元に先駆けて無断で商標登録し、その後、中国進出を果たした日本企業や地域ブランドの組合等に対して、商標侵害を主張する（その実質は、極めて高額での商標権の買取り要求をする）例が後を絶ちません。

そこで、これまで、日本企業等ではその対応策として、そのような（中国）企業の保有する先駆商標の商標登録が、自己の保有にかかるものであるとしてその商標登録の無効、取消を主張することがありましたが、中国の商標局や人民法院では、商標が先願主義であることもあつてか、（中国内でも）極めて著名な日本企業である場合を除き、なかなかその無効主張は認められないという状況があり、一種の閉塞状況でした（日本国内で著名であるからといって中国国内でも必ずしも著名であるとはいえないということでしょうか）。

今回の上海市第一中級人民法院の判決は、当初の訴訟提起から8年という長い期間がかかりましたが、上記のような問題状況において、日本企業側がその保有する著作権を根拠に、不正手段で取得したといえる（中国）企業の先駆商標及びこれを用いた商品やサービス等に対して著作権侵害

による差止請求、損害賠償請求という方策を示したものととして、一つの示唆に富むものであります。今後、中国やアジア諸国などにおける著作権戦略などの知財戦略は、日本企業等の権利保護の施策の一つにもなるものと考えられます。

当事務所では、現在、当職を中心に、ロースクールで知的財産法を専攻した大飼弁護士が加入し、さらに、外部の弁理士ともこれまで以上の提携関係を構築して、知的財産法部門としての強化拡充を進めております。

また、中国法部門では、三好弁護士を中心に中国人律師も迎えて、中国における知財をはじめとする色々な企業活動の法的アドバイス等に対応する体制を整備しています。

今後とも、中国での知財の問題などの法的戦略や契約関係、紛争等のご質問、ご相談等は、お気軽に当事務所までご連絡ください。

預金債権の差押申立てにおける 全店一括順位付け方式の可否

弁護士 小野 俊 介



第1 判決要旨

大規模な金融機関の全ての店舗又は貯金事務センターを対象として順位付けをする方式による預貯金債権の差押命令の申立ては、差押債権の特定を欠き不適法である（最高裁平成 23 年 9 月 20 日決定）

第2 事案の概要

本件は、債権者Xが、Xの債務者Yに対する金銭債権についての債務名義による強制執行として、Yの第三債務者であるZ1銀行、同Z2銀行及び同Z3銀行に対する預金債権並びに同Z4銀行に対する貯金債権の差押えを求める申立てを行った事案です。

Xは申立書で、差し押さえるべき債権（以下「差押債権」といいます。）について、各第三債務者の全ての店舗又は貯金事務センター（以下、「店舗」といいます。）を対象として順位付けをし、同一の店舗の預貯金債権については、先行の差押え又は仮差押えの有無、預貯金の種類等による順位付けをしました。

具体的には、第三債務者Z1ないしZ3に対する預金債権に関し、Xは、債権差押申立書で、**それぞれその取扱店舗を一切限定せずに「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による」との順位付けをする方式により、差押債権の表示を行いました（以下、この方式を「全店一括順位付け方式」といいます。）。**

原々審、原審は、上記申立ては、民事執行規則133条2項の求める差押債権の特定を欠く不適法な申立てであるとして、申立てを却下すべきと判示し、Xが許可抗告を行いました。

第3 争点

全店一括順位付け方式に基づく申立ては、民事執行規則133条2項の求める差押債権の特定を欠き、不適法な申立てであるとして却下すべきか。

第4 判決

Xの抗告を棄却する。

第5 解説

1 はじめに

(1) 一般に、債権者が裁判で勝訴し、判決が確定した場合には、債務者の財産（債務者が保有する債権を含む。）に対して強制執行を行うことが可能となります。その際、債務者が保有する預金債権についても、差し押さえるの対象となります。

債権に対する強制執行は、債権者の申立てにより、執行裁判所が債権を差し押さえる旨の命令を発することにより開始されますが、債権差押命令の申立てにおいては、「差し押さえるべき債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項並びに債権の一部を差し押さえる場合にあっては、その範囲を明らかにしなければならない」と規定されています（民事執行規則133条2項）。

したがって、債権差押命令を申し立てた債権者は、債務者と第三債務者（差押命令の対象となっている、債務者が保有する債権の「債務者」を意味します。）との間の債権について、その種類・額等を申立書に記載する必要があります。

しかし債権者とすれば、債務者と第三債務者との間の債権は他人間の債権であり、その発生原因や額を把握できない場合も多いため、法律上は、当該記載により、差押債権が他の債権と区別可能な程度に特定されていれば良いと考えられています。

(2) 債権の特定の点については、特に、金融機関を第三債務者とする債権差押命令を申し立てる際、どの程度の記載内容であれば、差押債権として特定がなされたと判断されるかが問題とされてきました。

実務上は、預金債権の特定について、従前から、支店ごとに預金債権を割り付ける方式が採用されてきました（例えば、「債務者がA金融機関のX支店に保有する預金債権」「同B支店に保有する預金債権」という形で、差押債権が表示されます。）。

このような取り扱いがなされている理由としては、金融機関における取引の実情として、本店・支店ごとにある程度独立して取引が行われており、同一の金融機関に対する預金債権であっても、口座を開設した店舗ごとに別個のものとして管理されてきたことが挙げられます。

(3) しかし、近時は、複数の支店における預金債権に順序を付する方法による申立てが行われ、下級審においては、債権の特定があるとして適法とする裁判例も散見されるようになり、本問題点に関する最高裁の判断が待たれていました。

そのような状況の中で、全店一括順位付け方式による預貯金の債権差押命令申立の可否について、本決定が次のとおり判断を下しました。

2 判 断

本件に対する裁判所の判断は以下のとおりです。

(1) 民事執行規則133条2項が規定する

「差押債権の特定」の意義

債権差押命令は、債務者に対し差押債権の債務者への弁済を禁止することを内容とし（民事執行法145条1項）、その効力は差押命令が第三債務者に送達された時点で直ちに生じ（同条4項）、差押えの競合の有無についてもその時点が基準となる（同法156条2項参照）。

これらの民事執行法の定めを鑑みると、民事執行規則133条2項の求める差押債権の特定とは、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することが出来るものでなければならぬと解するのが相当であり、この要請を満たさない債権差押命令の申立ては、差押債権の特定を欠き、不適法というべきである。

債権差押命令の送達を受けた第三債務者において一定の時間と手順を経ることによって差し押さえられた債権を識別することが物理的に可能であるとしても、その識別を上記の程度に速やかに確実に行い得ないような方式により差押債権を表示した債権差押命令が発せられると、差押命令の第三債務者に対する送達後その識別作業が完了するまでの間、差押えの効力が生じた債権の範囲を的確に把握することができないことになり、第三債務者はもとより、競合する差押債権者の利害関係人の地位が不安定なものとなりかねないから、そのような方式による差押債権の表示を許容することはできない。

(2) 全店一括順位付け方式の可否について

判決は次のように判断し、全店一括順位付け方式を不適法としました。

本件申立ては、大規模な金融機関である第三債務者らの全ての店舗を対象として順位付けをし、先順位の店舗の預貯金債権の額が差押債権額に満たないときは、順次予備的に後順位の店舗の預貯金債権を差押債権とする旨の差押えを求めるものであり、各第三債務者において、先順位の店舗の預貯金債権のすべてについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令

送達時点での残高等を調査して、差押の効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しないのであるから、本件申立てにおける差押え債権の表示は、送達を受けた第三債務者において上記の程度に速やかに確実に差し押さえられた債権を識別することができるものであるということとはできない。そうすると、本件申立ては、差押債権の特定を欠き不適法というべきである。

3 補足意見

なお、本決定には、田原睦夫裁判官の補足意見（最高裁判所の裁判官が、判決の結論に賛成の立場から、補足的に行う説明）が付されており、そこでは、「全店一括順位付け方式による申立ての可否は、第三債務者が金融機関の場合に限らず、第三債務者が全国あるいは一定の地域に多数の店舗展開をし、当該店舗毎あるいは一定数の店舗を束ねたブロック単位毎に下請業者の管理を行っている全国規模のゼネコン、広い地域で事業を展開する土木建設業者等の場合にも問題となる」と指摘されています。

このような指摘に鑑みれば、預金債権以外の債権の差押えの場面においても、本件事案と同様の問題点が存する場合には、本決定と同様の判断が妥当することになると考えられます。

〈追記〉

なお、本判決後に、銀行の全店を対象にして、その中で差押対象預金の残高が一番多い店舗の預金を差し押さえるという方式による預金債権の差押命令の申立てが、差押債権の特定に欠けるものではないと判示する決定が東京高裁で出されました（東京高裁平成23年10月26日決定）。

具体的には、各第三債務者の取扱店舗を特定することなく、「第三債務者の複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。なお、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、そのうち支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする」と記載したものです（以下、この方式を「預金額最大店舗指定方式」といいます。）。

ただし、上記裁判例は、当該事案の具体的な事情に鑑み、預金額最大店舗指定方式による債権差押命令申立てを可と判断したものであることに留意する必要があります。

加えて、第三債務者らが最高裁判所に対して抗告の申立てをしなかったことから、上記裁判例は確定しており、本問題点に関する最高裁判所の判断は下されておられません。

このように、金融機関の複数支店の預貯金債権に対する差押命令の申立てにおける差押債権の特定をめぐる問題については、なお未確定な部分をはらんでいるといえます。同様の事案に対する、最高裁判所の判断が待たれるところです。

ハメを外さない様に

ここでいうハメとは歯と眼をさします。

歯医者さんに定期的に通院する人は少ないですね。長生きのために、歯は50歳で25本は必要です。また80歳では20本残っているのが理想的です。滋賀県ではかつて、子供の齲歯（俗にいう虫歯）が全国最悪でした。原因は祖父母が孫にジュース類を与え過ぎたからでした。大人でも最低3か月に一度は歯科医を受診し、歯の掃除や歯を磨いてもらう必要があります。痛くなるまで歯科医院に行かないのは初歩の間違いです。自分の歯が何本残っているかをよく認識して磨き方を工夫しましょう。歯磨きは歯を磨くのではなく、歯と歯肉の間を磨くことです。そこに残った食物残渣（歯垢）が細菌の巣になって歯肉炎となり、細菌が残ったままの歯石となります。これが虫歯の原因となります。

親切的な歯科医は歯の磨き方から歯間ブラシの使い方まで指導してくれます。すぐに「歯を抜きましょう」「インプラントしましょう」という医師は避けた方が良いでしょう。面倒くさい人には電動歯磨きで高速振動させ、30秒で一度止めかけ、それを4回繰り返ししてくれるものがあり、それが歯科医のお勧めです。

眼が見えなくなるのも困りますね。定期的に少なくとも年2度以上は眼科検診に出かけて下さい。糖尿病があればもっと頻回に受診すべきです。糖尿病は網膜眼のフィルムの前に血管の網を作って失明させます。これも最近はレーザー治療方法が行われています。眼圧が高いと、高い眼圧が網膜を圧迫して失明するという緑内障の恐れがありますから治療が必要です。白内障も手術をすれば治療できますが、緑内障を併発することもあるので気を付けましょう。視力検査や視野の検査、そして一番大切なのが網膜の検査です。現在では視神経部分の細胞の観察を出来るような器械もありますので、積極的な受診をお勧めします。

目の痒みで眼をこすことは角膜を傷つける原因になります。

また顔に出来た帯状疱疹で角膜に異常が起こって失明することがありますので、顔に疱疹が出来て痒痛のある時はすぐに眼科で治療を受けましょう。

当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。
ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆顧問先様用Eメール相談

consul@umegae.gr.jp

弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所

□ 〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号
梅田プラザビル4階
TEL 06(6364) 2764
FAX 06(6311) 1074

□ 〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目6番10号
マストライフ西新橋ビル3階
TEL 03(5408) 6737
FAX 03(5408) 6738

e-mail: office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかに対応をさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp
中世古裕之
nakaseko@umegae.gr.jp
中村 和洋
nakamura@umegae.gr.jp
増田 広充
masuda@umegae.gr.jp
三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp
河合 順子
kawai@umegae.gr.jp
松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp
林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp
小野 俊介
ono@umegae.gr.jp
氏家真紀子
ujiie@umegae.gr.jp
岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp
武田 明子
takeda@umegae.gr.jp

平山 芳明
yoshiaki@umegae.gr.jp
二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp
西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp
西原 和彦
nisihara@umegae.gr.jp
大森 剛
omori@umegae.gr.jp
梁 栄文
ryo@umegae.gr.jp
松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp
野口 タ子
noguchi@umegae.gr.jp
舞弓 和宏
mayumi@umegae.gr.jp
犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp
渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp